

令和7年10月17日
四 国 運 輸 局

タクシー運賃の改定審査開始について（旧香川県香川地区）

令和7年8月5日、香川地区※における法人タクシー事業者から運賃改定要請があり、その後、要請（申請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が、香川地区の法人タクシー事業者の全体車両数の5割以上に達したため、運賃改定要否について判断を行った結果、旧香川県香川地区において運賃改定が必要と判断しましたのでお知らせします。

なお、今回は、従前の運賃適用地域（旧香川県香川地区、旧香川県小豆島地区）ごとで改定審査を行うこととし、申請率5割に達した旧香川県香川地区において、運賃改定要請（申請）を行った事業者の中から標準的経営を行っている事業者（標準能率事業者）を選定のうえ、運賃改定の要否判定を行った結果、実績年度の加重平均収支率が100%を下回っていたため、運賃改定が必要と判断しました。

今後、標準能率事業者の中から複数の原価計算対象事業者を抽出し、原価計算を行った上で新たな運賃を公示いたします。

※香川地区（香川県全域）

旧香川県香川地区 …香川県のうち小豆郡及び香川郡直島町を除く全域

旧香川県小豆島地区…香川県小豆郡及び香川郡直島町

（問い合わせ先）
四国運輸局自動車交通部旅客課
担当：宮野・山下・吉本
電話：087-802-6771

○ 要請・申請受付期間

令和7年8月5日 ～ 令和7年11月4日

○ 旧香川県香川地区における要請・申請状況（令和7年10月14日時点）

要請・申請 事業者数	地区事業者数	要請・申請 車両数（A）	地区車両数（B）	要請・申請率 （A÷B）
26者	65者	814両	1,306両	62.33%

○ 要請・申請内容（普通車距離制運賃抜粋）

普通車 (上限)	初乗運賃		加算運賃	
	距離	額	距離	額
	1.5km	800～970円	110～304m	100円

○ 現行運賃（普通車距離制運賃抜粋）

普通車 (上限)	初乗運賃		加算運賃	
	距離	額	距離	額
	1.5km	750円	260m	80円